

八代市共同募金委員会 助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体を応援するため、八代市共同募金委員会（以下「この会」という）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、八代市内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、校区福祉会や自治会等の地域団体及び福祉団体やボランティア団体とする。

(助成申請)

第3条 助成を受けようとするものは、八代市共同募金委員会で定めた期間までに、別に定める申請書（様式1、2）と必要な書類を添付し、この会まで提出しなければならない。

(審査)

第4条 この会の会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い、審査委員会（又は運営委員会）に諮ったうえで、助成の可否等について決定し、申請団体に「助成金内定通知書」（様式3）を送付する。

2 募集対象事業は次の通りとする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動費。
- (2) 校区福祉会や自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動費。
- (3) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動費。

3 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は助成対象とはしない。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業。
- (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体、ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業または団体。
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業。
- (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業。
- (6) 当年度において共同募金との重複感をあたえるような寄付金の公募を実施またはしようとする事業。
- (7) 助成による効果が期待できない事業
- (8) 他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業。

(助成額の決定)

第5条 被助成団体への助成金の決定は、熊本県共同募金会から、この会へ地域助成額の決定があつてから「助成金決定通知書」（様式4）を通知するものとする。

(交付請求)

第6条 被助成団体は、前項の通知を受け助成金を受けようとする時は、別に定める「助成金請求書」(様式5)をこの会の会長あてに提出する。

(助成金の交付)

第7条 この会は、第6条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を送金する。

(助成事業の変更)

第8条 助成決定後、この会が指定した事業について止むを得ざる事情により変更したいときは、事前に「変更申請書」(様式6)を提出してこの会の許可を得なければならない。

(事業完了報告)

第9条 被助成団体は、助成事業完了後直ちに「事業完了報告書」(様式7)に支出を証明する書類を添付して、この会に提出しなければならない。

2 この会は、必要があると認めるときは、助成団体に対して調査を行うことができる。

(助成金額の確定)

第10条 この会は、前条第1項により報告書等が提出されたときは、助成事業の実施内容及び収支決算書が適正であるかを審査し、適正であると認められたときは、助成金交付額を確定し、助成団体に対して「確定通知書」(様式8)を通知することとする。

(助成金の経理)

第11条 被助成団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかななければならない。また、この会及び熊本県共同募金会が要求するときには必要な記録及び諸帳簿を呈示するものとし、監査を拒むことはできない。

(使途報告)

第12条 被助成団体は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

(助成の取消)

第13条 被助成団体が次の項目に1つでも該当する時は、助成金の金額もしくは一部をこの会に返還させることができる。

- (1) 経理状況、経理状況がきわめて不良と認めた場合。
- (2) 助成決定後、事業の一部又は全部を廃止した場合。
- (3) 事業を実施する見込みがないもの。
- (4) 事業の実施にあたり、本会が改善を求めた事柄についてその努力をしないもの。また、改善の見込みがないと認められるもの。
- (5) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。
- (6) その他本会が不相当と認めた場合。

(助成物件の管理期間)

第14条 助成事業により取得した物件及び関係書類の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度終了後5年間とする。助成事業により取得した物件については、目立つ所に助成シールを貼るとともに、前項に定める期間中は該当物件を適切に管理しなければならない。

附則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。